(六)　農業経営基盤強化準備金制度について、対象となる事業者から農業生産法人以外の特定農業法人を除外し、対象となる事業者に認定新規就農者である個人を加えた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第二四条の二、第六一条の二及び第六八条の六四関係）

(九)　農用地等を取得した場合の課税の特例について、対象となる特定農業用機械等を農業用の機械装置、器具備品、一定の農業用施設である建物等、構築物及びソフトウエアとすることとした。（租税特別措置法第二四条の三、第六一条の三及び第六八条の六五関係）

(一〇)　土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）について、国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められている特定事業又はその特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業（これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして一定のものに限る。）を行う者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるものを加えることとした。（租税特別措置法第六二条の三関係）

(一一)　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産についてその譲渡の後に土地区画整理法の換地処分、第一種市街地再開発事業の権利変換等があったことにより本例の適用を受ける場合には、その譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこととした。（租税特別措置法第六五条及び第六八条の七二関係）

(一二)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（租税特別措置法第三七条～第三七条の四、第六五条の七～第六五条の九及び第六八条の七八～第六八条の八〇関係）

(1)　買換資産から機械装置を除外する。

(2)　地域再生法の集中地域以外の地域から集中地域への買換えに係る課税の繰延べ割合を一〇〇分の七五（特定業務施設の集積の程度が特に著しく高い集中地域への買換えの場合には、一〇〇分の七〇）（改正前一〇〇分の八〇）に引き下げる。

(一三)　特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例について、受取配当等の益金不算入制度の見直しに伴い、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託の収益の分配の額についてその受益権を非支配目的株式等として、その収益の分配の額の一〇〇分の二〇相当額を益金不算入とする措置とすることとした。（租税特別措置法第六七条の六及び第六八条の一〇三関係）

(一四)　青色申告書を提出する法人で保険業を行うものの各事業年度において、その保有する非支配目的株式等につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その非支配目的株式等に係る配当等の額については、その配当等の額の一〇〇分の四〇（本則一〇〇分の二〇）相当額を益金不算入とする措置を講ずることとした。（租税特別措置法第六七条の七及び第六八条の一〇四関係）

(一五)　技術研究組合の所得の計算の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六六条の一〇及び第六八条の九四関係）

(一六)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　中小企業者等の法人税率の特例（租税特別措置法第四二条の三の二及び第六八条の八関係）

(2)　倉庫用建物等の割増償却制度（租税特別措置法第一五条、第四八条及び第六八条の三六関係）

(3)　中小企業等の貸倒引当金の特例における公益法人等又は協同組合等の繰入限度額に係る割増措置（租税特別措置法第五七条の九及び第六八条の五九関係）

(一七)　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度の特例（旧租税特別措置法第一〇条の二、第四二条の四の二及び第六八条の九の二関係）

(2)　国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は特別税額控除制度（旧租税特別措置法第一〇条の五の二、第四二条の一二の二及び第六八条の一五の三関係）

(3)　特定農産加工品生産設備等の特別償却制度における新用途米穀加工品等製造設備に係る措置（旧租税特別措置法第一一条の三、第四四条の四及び第六八条の二五関係）

(4)　支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却制度（旧租税特別措置法第一三条の二、第四六条の二及び第六八条の三二関係）

(5)　認定研究開発事業法人等の課税の特例（旧租税特別措置法第六一条及び第六八条の六三の三関係）

(6)　損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例（旧租税特別措置法第六七条の七及び第六八条の一〇四関係）

(一八)　特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人及び特定投資信託に係る受託法人に対する法人税に関する法令の規定の適用についての調整規定を各制度において規定すること等の所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法第六一条の四、第六二条の三、第六六条の一三、第六七条の一四、第六七条の一五、第六八条の三の二及び第六八条の三の三関係）

国際課税

(一)　外国特定目的信託の受託法人の運用財産等に係る利子等の課税の特例について、所要の措置を講じた上、廃止することとした。（租税特別措置法第九条の四関係）

(二)　店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税制度を次のとおり創設することとした。（租税特別措置法第四二条関係）

(1)　外国金融機関等が、国内金融機関等との間で平成三〇年三月三一日までに行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金で一定の要件を満たすものにつき、当該国内金融機関等から支払を受ける利子について、所得税を非課税とする。

(2)　外国金融機関等が平成三〇年三月三一日までに行う店頭デリバティブ取引に基づく相手方の債務を金融商品取引清算機関が負担した場合に当該金融商品取引清算機関に対して預託する一定の証拠金又は国内金融機関等が同日までに行う店頭デリバティブ取引に基づく相手方の債務を外国金融商品取引清算機関が負担した場合に当該国内金融機関等に対して預託する証拠金につき、当該外国金融機関等又は当該外国金融商品取引清算機関が支払を受ける利子について、所得税を非課税とする。

(三)　内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第四〇条の四、第四〇条の七、第六六条の六、第六六条の八、第六六条の九の二、第六六条の九の四、第六八条の九〇、第六八条の九二、第六八条の二及び第六八条の九三の四関係）

(1)　適用除外基準の適用がある旨を記載した書面の添付がない確定申告書の提出があり、又はその適用がある旨を明らかにする資料等の保存がない場合においても、税務署長がその添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があった場合に限り、適用除外基準を適用することができる。

(2)　内国法人が外国子会社から受ける損金算入配当等の額（その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国等の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその剰余金の配当等の額をいう。）がある場合には、その損金算入配当等の額のうち当該内国法人の損金算入配当等の額を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前一〇年以内に開始した各事業年度において益金の額に算入された当該外国子会社に係る課税対象金額の合計額に達するまでの金額は、益金の額に算入しない。